

赤土等マスコットキャラクター「もっちゃん」利用規程逐条解説

《逐条解説》

(目的)

第1条 この規程は、赤土等マスコットキャラクター「もっちゃん」(以下「もっちゃん」という。)を利用する際に必要な事項を定め、もって沖縄県(以下「県」という。)のPR、赤土等流出問題の普及啓発活動及び環境保全活動に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・本条では、赤土等マスコットキャラクター「もっちゃん」の目的が、県のPR、赤土等流出問題の啓発活動及び環境保全活動に寄与することであることを定めています。

(利用に関する権利)

第2条 もっちゃんの利用に関する権利は、県に属する。

【解説】

- ・本条では、もっちゃんの著作権が県に属することを定めています。従って、第三者がもっちゃんを利用する場合には、県の許諾が必要となります。

(もっちゃんの利用)

第3条 もっちゃんを利用しようとする者は、あらかじめ利用申請を行い、県環境保全課長(以下「管理者」という。)の許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、もっちゃんの利用が次の各号に該当する場合には、管理者の許諾を要しない。

- (1) 著作権法に定める著作権の制限に該当するとき。
- (2) 県の機関及び県の事業で利用するとき。
- (3) 県が後援するイベント等の主催者が利用するとき。
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で利用するとき。

【解説】

- ・本条では、もっちゃんを利用する場合の手続きについて定めています。

〈第1項について〉

- ・もっちゃんを利用する際に必要となる、利用許諾を受けるまでの手続きを定めています。本項の手続きが、通常の利用申請の手続きとなります。

〈第2項について〉

- ・利用申請の手続きを要しない例を定めています。第1号において、私的利用、引用、学校教育等の著作権法の制限に該当する場合には、利用申請の手続きを要しないと定めています。また、県はもっちゃんの著作権者であり、県のPRがその本来の業務の一つであるため、第2号において利用申請の手続きを要しないと定めています。さらに、第3号においては、県の後援でのもっちゃん利用についても、利用申請の手続きを要しないと定めています。これは、それらの場合の利用期間が比較的短期であることを考慮し、手続きの簡素化を図るための規定です。加えて、報道機関のもっちゃん利用により、赤土等流出問題の普及啓発活動及び環境保全活動の寄与が図られるため、第4号において、利用申請の手続きを要しないと定めています。

(利用許諾の申請)

第4条 前条第1項の規定により、管理者の許諾を受けようとする者は、「もっちゃん利用申請書」(様式第1号)に関係書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申請を行った者（以下「利用申請者」という。）に対し、必要に応じて資料等の提出を求めることができる。

【解説】

- ・本条では、利用申請の具体的な手続きを定めています。なお、第1項に定める関係書類の中には、暴力団の排除に係る誓約書兼同意書も含まれており、もっちんの利用から暴力団や暴力団員を排除することもこの利用申請の大きな目的となっています。

（利用許諾の手続き）

第5条 管理者は、前条第1項の規定による利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に定める目的に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。なお、この場合、管理者はもっちんの利用方法及びその他の事項について、必要に応じ条件を付することができる。

2 管理者は、前項に規定する利用許諾を行った場合は、「もっちん利用許諾通知書」（様式第2号）により当該利用申請者へ通知するものとする。

【解説】

- ・本条では利用申請受付後、県が利用許諾を行う場合の手続きを定めています。
〈第1項について〉
- ・審査の基準については、次条に制限事項を定めています。
- ・管理者が付す条件の例としては、県産品を材料として使用すること、パッケージ等で県のPRを行うこと、販売エリアについて等があります。

（利用許諾の制限）

第6条 管理者は、前条の規定にかかわらず、利用申請者のもっちんの利用が次の各号のいずれかに該当する場合、その利用を許諾しないものとする。

- （1）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （2）県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （3）第三者の利益を害するものと認められる場合
- （4）特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りではない。
- （5）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- （6）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- （7）もっちんの利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- （8）もっちんのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- （9）その他、管理者が適当でないと認める場合

2 管理者は、前条の規定にかかわらず、利用申請者が次の各号のいずれかに該当する者の場合は、その利用を許諾しないものとする。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6条に規定する暴力団員

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を行う者を除く。）に規定する営業を行う者
- (3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57条）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- (4) 政党若しくは宗教団体、又はこれらを支援若しくは支援するおそれがある者
- (5) 県の指名停止措置を受けている者
- (6) 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者
- (7) 県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者
- 3 管理者は、前二項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「もっちゃん利用不許諾通知書」（様式第3号）により当該利用申請者へ通知するものとする。

【解説】

- 本条では、管理者がもっちゃんの利用を認めない場合の条件について定めています。
〈第1項第3号について〉
- もっちゃんを利用した、第三者を誹謗中傷するような表現はできないことを定めています。
〈第1項第4号について〉
- もっちゃんを商品やパッケージ等に利用することは可能ですが、本号に定める特定のものの支援等になるような利用はできないことを定めています。
〈第1項第5号について〉
- 政治的、宗教的、思想的主張の表現につきましては、もっちゃんの利用を全て禁じることを定めています。
〈第1項第7号について〉
- もっちゃんは沖縄県のキャラクターですので、利用することにより、産地の誤解を招く場合や、もっちゃんが別の団体のキャラクターであるかのような印象を与える場合は利用できないことを定めています。
〈第1項第8号について〉
- もっちゃんは環境保全活動への寄与を目的として作成されたキャラクターです。従って、もっちゃんに環境保全活動にふさわしくない行動をとらせたりする形での利用はできないことを定めています。
〈第2項について〉
- 本項では、管理者がもっちゃんの利用を認めない場合の利用申請者の条件について定めています。
〈第2項第2号について〉
- ゲームセンターを除く風営法関係の業者は、利用できないことを定めています。
〈第2項第3号について〉
- いわゆる「マルチ商法」を行う業者は、利用できないことを定めています。
〈第2項第6号について〉
- 法令はもちろんですが、公序良俗に反すると認められる者についても利用できないことを定めています。なお、「公序良俗に反する」か否かについては、個々のケースを管理者が判断することになりますが、未成年者への配慮に欠ける営業、暴力を肯定する営業、性や風俗に関する営業、その他社会一般の秩序や倫理・正義・善良な風俗等を乱す恐れのある営業を行う者が該当します。
〈第2項第7号について〉
- 県あるいは県の関係する団体であるかのような紛らわしい表示を用い、その誤解に基づく信頼を背景に営業を行ったり、奇異、低俗な営業により多くの人に不快感を与えるような者等については利用できないことを定めています。

(利用許諾内容の変更等)

第7条 第5条の規定により利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）が、当該利用許諾を受けた内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ「もっちゃん利用変更申請書」（様式第4号）を管理者に提出し、変更についての利用許諾を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による変更申請があった場合は、第5条第1項の規定を適用しその内容の審査を行い、当該変更が適正と認められるときは、その利用についての変更許諾を行うことができる。

3 管理者は、前項に規定する変更についての利用許諾を行った場合は、「もっちゃん利用許諾通知書」（様式第2号）により当該利用者へ通知するものとする。

4 管理者は、前条第1項及び第2項の規定により前項の利用変更承諾を行わない場合は、「もっちゃん利用不許諾通知書」（様式第3号）により当該申請者へ通知するものとする。

【解説】

- ・本条では、利用許諾を受けた内容に変更を行う場合の手続きについて定めています。許諾を受けた利用内容の変更を行う場合には、すべて事前の変更申請と許諾が必要となります。また、変更の場合においても、管理者は当初の利用許諾の審査と同じ基準でその審査を行います。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) もっちゃんの利用が第1条に規定する目的にあることに留意し、その趣旨を損なわないよう十分に注意すること。

(2) もっちゃんの利用にあたっては、利用許諾（第7条の規定による利用内容の変更許諾があった場合は、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた内容に限ること。

(3) 利用許諾を受けた権利を譲渡、転貸又は承継しないこと。

(4) 第5条及び第7条の規定により利用許諾を受けた者は、利用許諾番号（管理者が指定する。）を、利用許諾を受けた対象物又は当該対象物の包装等（以下「利用対象物等」という。）に必ず行うこと。

(5) 消費者保護等の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、利用対象物には販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。

(6) 第三者に利用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、利用許諾を受けた個数以上の製造等が行われないように義務づける契約を利用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。

(7) 当該利用許諾に係る利用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、管理者が別に指示する。

(8) 管理者が行う売り上げ調査その他の照会に応じること。

(9) その他各種の法令を遵守すること。

【解説】

- ・本条は、利用許諾を受けた後、利用者が遵守しなければならない事項を定めています。この事項が守られない場合、利用許諾が取り消されることもありますのでご注意ください。

〈第1号について〉

- もっちんの目的は、第1条で、県のPR、赤土等流出問題の普及啓発活動及び環境保全活動に寄与することと定めています。利用対象物等を販売、配布、展示等行う場合、常にこの目的を意識し、最大限その効果が発揮されるよう心がけてください。
- 〈第2号について〉
- 利用申請を行い、利用許諾を受けた内容にしかもっちんは利用できない事を定めています。それ以外の利用は全て不正な利用となり、県の著作権を侵害する行為となりますので、利用許諾を受けた内容を変更する場合には、必ず事前に変更（場合によっては、新規申請が必要となる時もあります。）の利用許諾を受けるようにしてください。
- 〈第3号について〉
- 利用許諾の権利は、譲渡、転貸又は承継することができないことを定めています。従って、利用許諾対象物等の販売についてフランチャイズ契約を行うことも認められていません。
- 〈第4号について〉
- 許諾番号の表示方法について定めています。許諾番号は、申請を行った利用許諾対象物等にのみ与えられるものです。同じ申請者のものであっても、申請を行っていない他の商品等に使用することは出来ませんのでご注意ください。また、不正利用をなくすためにも、許諾番号をはっきりと表示するようお願いいたします。
- 〈第6号について〉
- 委託生産の場合の数量管理について定めています。適正な著作権の管理のため、第三者に製造を委託する場合の数量管理の徹底をお願いします。
- 〈第8号について〉
- 県が行う売り上げ調査その他の照会には、もっちんの利用に伴う義務として、必ず回答してください。利用者がそれらの調査に応じない場合は、第10条に定める利用許諾等の取り消しの対象となります。

(利用料)

第9条 もっちんの利用料については、当分の間、無料とする。

【解説】

- もっちんの利用料については、当分の間、無料とする予定です。
- 二次的著作物の利用料については、著作者が別途設定する場合があります。

(利用許諾の取り消し等)

第10条 管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾を取り消すことができる。

- (1) 提出した「もっちん利用申請書」又は「もっちん利用変更申請書」の内容に虚偽があることが判明した場合
 - (2) 第6条第1項又は第2項の各号いずれかに該当するに至った場合
 - (3) 第8条の遵守事項に違反した場合
 - (4) その他利用許諾の継続が不相当であると認められた場合
- 2 管理者は、前項に規定する取り消しを行った場合は、「もっちん利用許諾取消通知書」(様式第5号)により当該取り消しを受けた者へ通知するものとする。
- 3 前項の規定により利用許諾の取り消しを受けた者は、利用対象物等に利用許諾取り消しの日からもっちんを利用することはできない。
- 4 管理者は、利用許諾の取り消しを受けた者に対して、利用許諾の取り消しを受けた利用対象物等について回収等の措置を要求することができる。
- 5 管理者は、前三項の規定により、利用許諾の取り消しを受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

- 6 管理者は、第1項の規定により利用許諾の取り消しを受けた者が、その取り消し後に行った利用申請について、必要と認める期間、当該利用許諾を行わないことができる。
- 7 管理者は、利用許諾を受けずにもっちんを利用した者が行う利用申請について、前項の規定を適用することができる。
- 8 前二項に定める管理者が必要と認める期間は、第6項の規定については取り消しの日から、第7項の規定については県が事実を確認した日から起算して、最長10年間とする。

【解説】

- ・本条では、一度受けた利用許諾が取り消しとなる場合について定めています。
 - ・もっちんの不正な利用により、県が所有する著作権を侵害した場合、単に利用許諾が取り消されるだけでなく、県に対する民法上の賠償責任や、刑法上の罰金刑又は懲役刑が科されることがあります。
- 〈第1項について〉
- ・各号において、取り消し事由を定めています。なお、直接もっちんの利用に関係しないように見える売上調査その他の照会に応じることも、第14条に定める遵守事項の一つですので、それらの照会には必ず回答してください。
 - ・利用者が、各号に定める取り消し事由に該当した場合、その利用者に対して与えていた全ての利用許諾が取り消しとなる場合もあります。
- 〈第3項、第4項及び第5項について〉
- ・利用許諾を取り消された者は、その日から利用許諾対象物等を利用することはできません。商品である場合は販売や展示、広告や看板等についてもその日から表示することができなくなります。また、県は、場合によってはそれらの許諾が取り消された対象物等の回収等を請求でき、取り消しによって対象者に生じた一切の損害について責任を負いません。
- 〈第6項について〉
- ・本条に定める取り消しを受けた者は、県が決定する一定の期間、申請を行うことができないことを定めています。また、第8項においてはその期間を最長10年間としています。
- 〈第7項について〉
- ・不許諾でもっちんの利用を行った者が行う申請について、拒否できることを定めています。期間については前項と同じく第8項に定めています。

(申請等の取り下げ)

第11条 第4条及び第7条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について、「もっちん利用申請取下書」(様式第6号)を管理者へ提出することで、当該申請を取り下げることができる。

【解説】

- ・本条では、利用許諾又はその変更に係る各申請を取り下げる場合の手続きを定めています。

(利用の非独占性等)

第12条 この規定による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してもっちんを利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物等について県が推奨を行うものではない。

【解説】

- ・本条では、もっちゃんは県が所有する財産であるという視点から、その利用許諾により得られた権利は、許諾を受けた者にもっちゃんを排他的に利用する権利を認めたものではないことや、もっちゃんの利用は、特定の利用者又は利用許諾物等を県が推薦していることにはならないことを定めています。
- ・従って利用者は、もっちゃんを使用したデザイン等について、商標登録や意匠登録を行うことはできません。

(経費等の負担)

第13条 県は、この規定による利用申請、その他各種申請及びもっちゃんの利用の実施に係る経費または役務を負担しない。

【解説】

- ・本条では、県はもっちゃんの利用により利用者側に生じる経費等を一切負担しないことを定めています。
- ・この規定に定める各種の申請を行う場合には、本条の規定により、必ず切手貼付の返信用封筒も併せて提出してください。提出されない場合、通知書が送付できないこととなります。

(賠償責任等)

第14条 県は、利用許諾を行ったことに起因し利用者が生じた損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、もっちゃんの利用に際して故意又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

4 管理者は、前二項の規定に違反する利用者に対し、必要な措置を行うよう命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

【解説】

- ・本条では、利用許諾に係る賠償責任について定めています。
- 〈第1項について〉
- ・例えば、利用許諾を受けた商品が売れなかった、あるいは他者に許諾を行ったため売れなくなった等の場合においても、県に賠償責任は生じないことを述べています。
- 〈第2項について〉
- ・利用対象物等が不良品であった等の原因により、それを購入した者等に損害が生じても、県は一切の責任を負わず、利用者の責任で全て処理することを定めています。
- 〈第3項について〉
- ・故意、過失を問わず、利用者のもっちゃんの利用に誤りがあったことにより、県に損害が生じた場合には、利用者は県にその損害を賠償する責任が生じます。具体的には、通常の利用許諾業務を超えての労務賃金、県・もっちゃんのイメージ失墜による損害等が挙げられます。

(情報の公開)

第15条 管理者は、もっちゃんの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況及び利用許諾の取り消し状況について情報を公開することができる。

【解説】

- ・本条では、利用許諾状況及び利用許諾取り消し状況の公開を行うことができると定めています。取り消し状況も含め公開するのは、不適正な利用を防止し、著作権の適正な管

理に繋げていくためです。なお、公開にあたっては、県は個人情報の保護に十分配慮します。

(二次的著作物)

第16条 もっちんを元に創作された二次的著作物(以下「二次的著作物」という。)の利用に関する権利は、その著作者及び原作者である県に属する。

2 二次的著作物を利用する際に必要な事項は、著作者の指示によるもののほか、この規程を準用するものとする。この場合、第3条から第15条まで及び第18条の各規程にある「もっちん」は「二次的著作物」に読み替えるものとする。

【解説】

- ・本条では、もっちんを元に創作された二次的著作物(ポーズを変更したイラスト、アニメーション等)の取り扱いについて説明しています。
- 〈第1項について〉
- ・二次的著作物の著作権は、その著作者及び原作者である県に属しています。
- 〈第2項について〉
- ・二次的著作物の著作者は、第三者(県を含む。)の利用を許諾しない又は利用する際に条件を付けることができます。従って、二次的著作物を利用しようとする者は、著作者からの許諾を受けたうえで、県からの許諾を受けなければなりません。

(事務)

第17条 この規程に関する事務は、県環境部環境保全課が行う。

【解説】

- ・本条では、県庁でこの規程を所管する課を説明しています。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、もっちんの利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

【解説】

- ・本条では、この規程以外の必要な事項については、管理者が別に定めることとしていますが、具体的には「利用の手引き」となります。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和〇年〇月〇日から適用する。